

NextEAP 企業の健康経営をサポート



NextEAP

中小企業におけるハラスメント対策の必要性 ～ハラスメント外部相談窓口サービスの有効活用に向けて～

株式会社NextEAP

ハラスメント外部相談窓口サービス

<https://eapservice-nexteap.com/>
info@eapservice-nexteap.com

すべての事業主のハラスメント対策が 必須（義務）に！

2022年4月からすべての企業において従来から対策が義務付けられていた「セクハラ」、
「マタハラ」に加え、「パワハラ」に対しても
具体的防止措置を実施しなければならないこと
になりました。

代表的なハラスメント

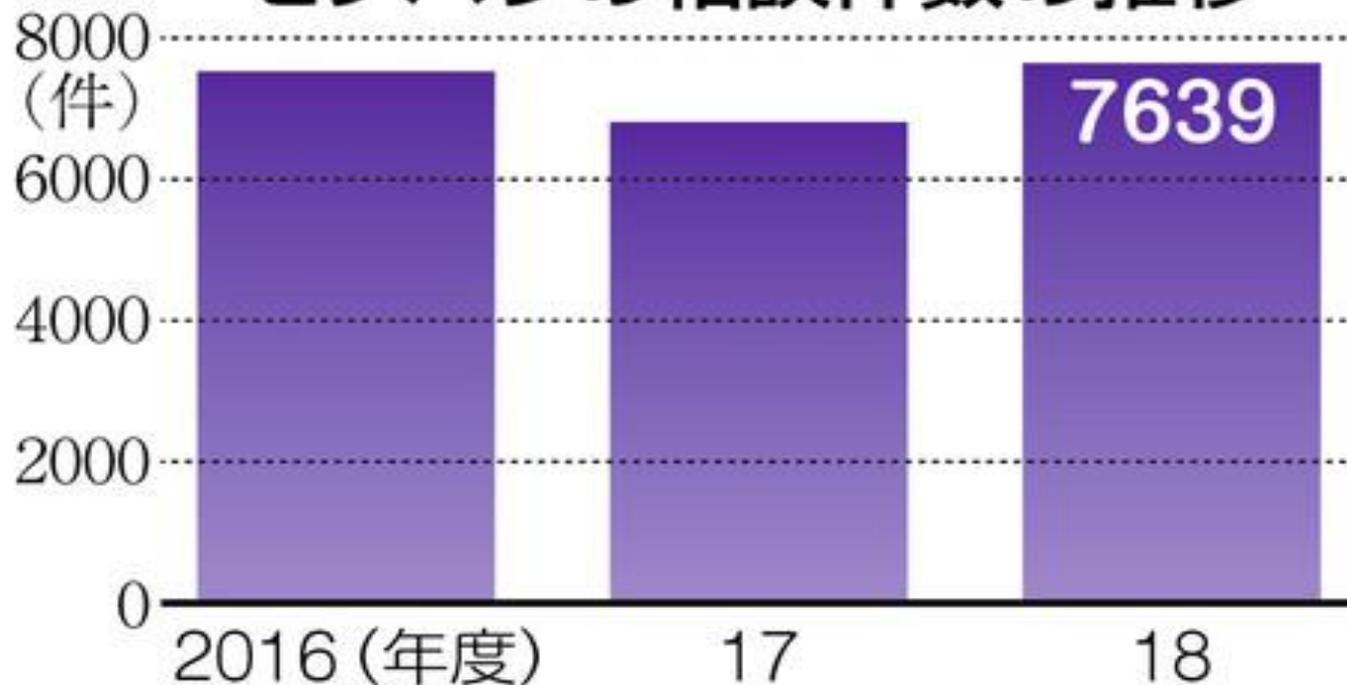
1. セクハラ：『職場において行われる性的言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること』

2. マタハラ：『妊娠・出産したことや育児・介護休業などを利用することに対する言動により、不利益な取り扱いを受けたり、就業環境が害されること』

3. パワハラ：『職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超たものによるその雇用する労働者の職場環境が害されること』

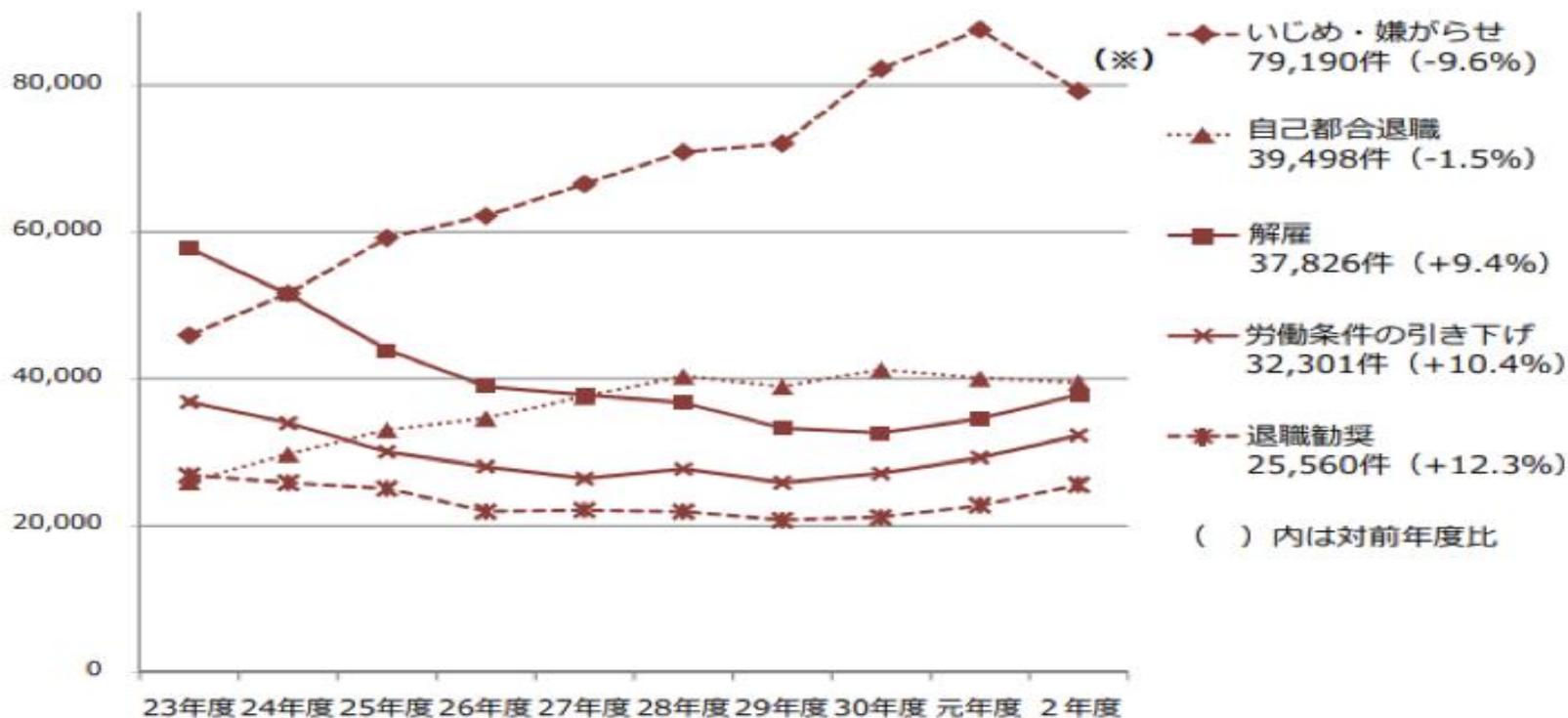
ハラスメント共通定義は 「言動」・「就業環境が害される」

セクハラ相談件数の推移



厚生労働省がまとめた二〇一八年度の都道府県の各労働局に寄せられた労働関係のトラブルの相談状況より

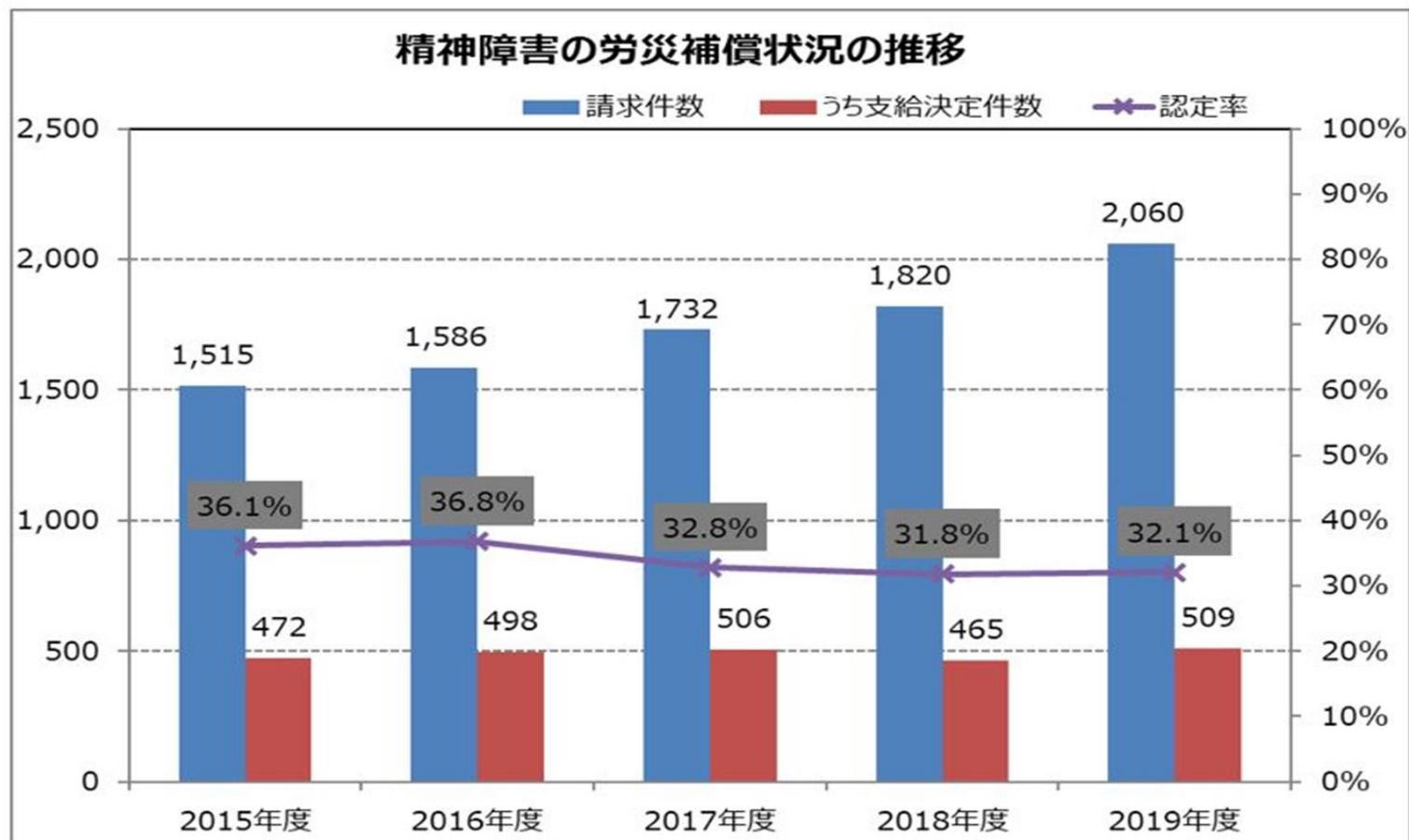
職場のいじめ、いやがらせ相談に関する状況推移



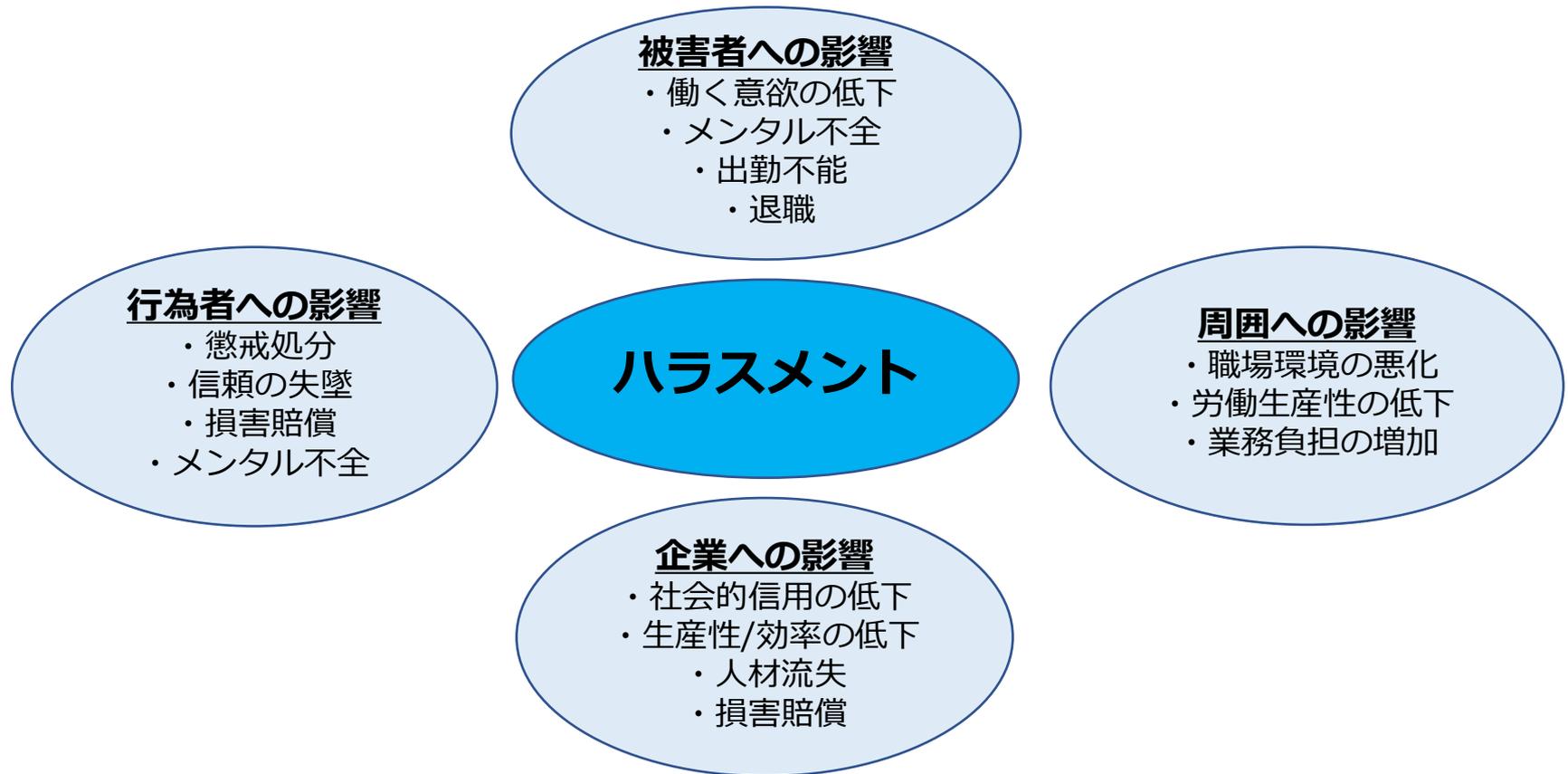
※ 令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはいじめ・嫌がらせに計上していない。 <参考> 同法に関する相談件数：18,363件

(厚生労働省「平成30年度個別労働紛争解決制度施行状況」より)

精神障害の労災請求件数が2,060件（令和元年度）



ハラスメントはなぜ問題なのか



裁判で企業が問われる法的責任

職場でハラスメントの問題が発生すると、
裁判によって企業がその責任を問われる可能性があります。

➤安全配慮義務違反による債務不履行責任

(使用者が労働者に対する安全配慮義務に違反すると認められる場合)

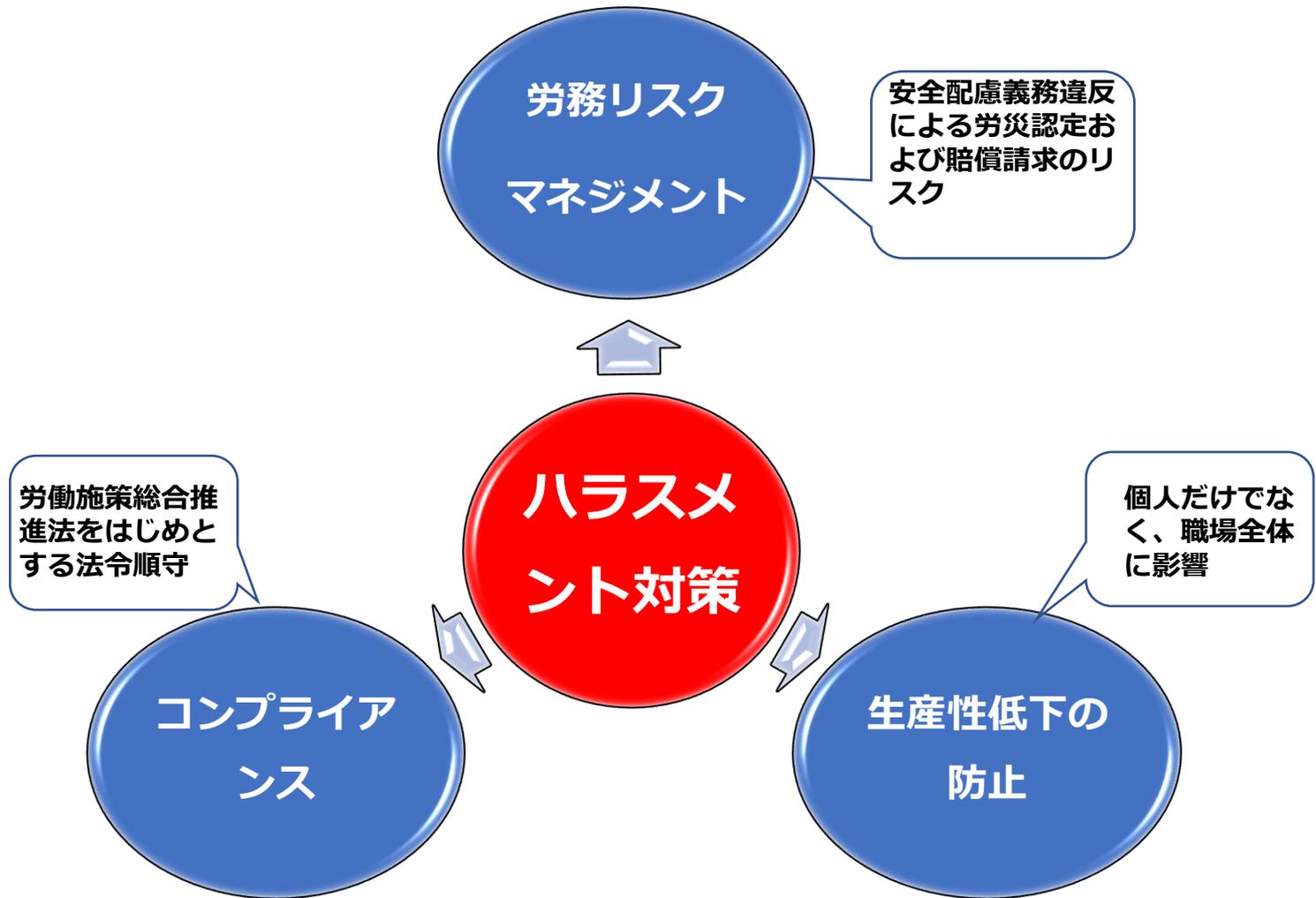
➤権利の乱用による不法行為責任

(業務命令権や人事権などの範囲の逸脱・乱用であると認められた場合)

➤使用者責任としての不法行為責任

(企業が遂行する事業に関して、使用する労働者が第三者に損害を与えた場合)

企業経営に必須となったハラスメント対策



パワハラ対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

1. 職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
2. パワハラに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。
3. 職場のパワハラの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、指針に示されています。

- ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
- ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等



事業主に求められる措置義務（10項目）

事業主は職場のパワハラを防止するため、雇用管理上の措置を必ず講じなければなりません。

1. 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
2. 就業規則等の規定整備
3. 相談窓口の設置
4. 相談窓口担当者による適切な対応を行う体制整備
5. 事実関係の迅速かつ正確な確認
6. 被害者に対する配慮の措置
7. 行為者に対する適正な措置
8. 再発防止に向けた措置
9. 相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置
10. 相談したこと等を理由として不利益な取り扱いをされない旨の規定整備

セクハラ等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

1 セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が 明確化※されます

(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))

※ セクハラ等は行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます

3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます

※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。

4 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大※されます

※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。



改正ポイント

ハラスメントと職場環境

- ◆本当に怖いのは、ハラスメントを放置する職場環境
- ◆人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）が問題
- ◆加害者を生まない職場づくりが必要
- ◆加害者、被害者の二者間問題ではなく、黙認者も含めた職場問題ととらえる
- ◆「ハラスメントに無関心な職場」にしない
- ◆組織の問題解決力やコミュニケーションに何らかの問題がある職場からハラスメントは発生しやすい

ハラスメントのない職場の6つの条件

- ◆情報の共有が図られている職場
- ◆コミュニケーションが良好で相互理解・支援協力のある職場
- ◆ものが言える職場
- ◆一人の人間として尊重されていることを感じられる職場
- ◆目標や価値観がある程度共有されている職場
- ◆学びのある、成長の得られる職場

外部相談窓口サービスの活用で このような悩みを解消しませんか

- ✓社内にハラスメント対策のノウハウがなく、発生時の適切な対応が分からない
- ✓社内相談窓口を設置しているが、情報漏えいなどの懸念から心理的に利用しづらく利用者も少ない
- ✓専門人材がいないため、社内相談窓口担当者の育成が進まない
- ✓ハラスメント防止につながる実効性のある研修をしたい
- ✓管理職等にハラスメントにならない適切な部下指導のノウハウを伝えたい
- ✓コストに見合った、信頼できるサービスがほしい
- ✓皆が安心して働ける職場環境を構築したい。

NextEAPのハラスメント相談窓口サービス

株式会社NextEAPのハラスメント社外相談窓口サービス

中小企業の経営者・人事の方へ
貴社のニーズに合わせた
サービスが選択できます！



労働施策総合推進法（ハラスメント対策）に対応したサービスを提供します。

お気軽にお問い合わせください
TEL：050-1302-7622
mail：info@eap-service-nexteap.com



株式会社NextEAPが提供する”ハラスメント社外相談窓口サービス”
専門家集団が貴社の各種ハラスメント対応と職場環境改善をサポート致します。

国際EAPコンサルタント資格等、高い専門性と豊富な経験を持つ専門家がセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど様々なハラスメントに関する貴社従業員からの相談をお受け致します。

サービス内容及び料金（税込み）*内容や範囲により料金は変動することがあります。

【初期費用】 一時費用 110,000円

準備、スタート時の費用です。
・ハラスメント規則の作成及びアドバイス
・社内体制構築サポート

・社内窓口相談者研修
※追加、削除項目等の内容により金額は変動します。
全て不要の場合は一時費用は掛かりません。

【調査およびレポート提出】1案件 110,000円

行為者及び関係者へのヒアリング及び調査
調査レポートの提出
ハラスメント等社内委員会への出席報告

【その他専門家対応】

相談内容に応じて必要がある場合は、弊社の顧問または提携の弁護士、精神科医、公認心理師、社会保険労務士、精神保健福祉士などにお任せいたします。相談回答までは基本料金に含まれます。詳細対応を進める場合は別途費用が掛かります。

【相談対象者】 貴社の全従業員（パート、派遣社員など非正規従業員含む）

【相談方法】 弊社相談員が電話・メールまたはビデオ会議等でお受けします。

【相談受付時間】 月曜～金曜 10:00～17:30

*メールは24時間受付、折り返し営業時間内でご連絡します。また緊急時は休日でも第1報の受付をいたします。
*案件内容によって回答には数日かかる場合があります。
*ビデオ会議システムは、Zoom、Teams、Webex、Line等ご相談者のご要望に対応します。

【相談対応】 月額料金

・30名まで 33,000円 ・31名から100名 55,000円

・101名から300名 77,000円

・301名以上は追加割引率により別途見積り致します。

・相談受付～相談、回答等個別対応
・入電報告レポート及び1案件分の調査およびレポート提出
・同意案件について企業への通報、状況説明（書面提出）
・社内相談窓口担当者からの相談・アドバイス

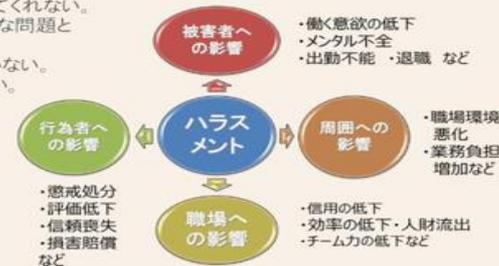
【ハラスメント研修】 1回（基本3H以内） 55,000円

・”相談対応”のサービス契約の場合は、管理職向け及び従業員向け研修を通常料金の半額で対応します。
・貴社のハラスメント規則に沿った研修が実施できます。



このようなお悩み、ありませんか？
株式会社NextEAPが提供するソリューションにて
その悩みを解決します。

- 被害者が社内相談窓口を利用してくれない。
- 相談窓口相談するときには大きな問題となっている。
- 相談を受ける専門性ある人材がいない。
- 相談体制や仕組みが出来ていない。
- 解決方法がわからない。
- 業務多忙で対応が出ない。
- 本来業務に支障がある。
- その他
 - コンプライアンス推進
 - リスクマネジメント
 - 危機管理
 - 事業継続
 - などに懸念点がある。



初期相談から問題解決まで、専門家による一貫したサポート

専門スタッフ：社会保険労務士、ハラスメント防止コンサルタント 長谷川政美
公認心理師、EAP 宮川浩一/その他 産業医・産業カウンセラー他



産業医サポート（オプション）

OHサポート株式会社 産業医 今井鉄平

<遠隔面談プラン（ビデオ面談方式）：税込>

・基本契約料：11,000円/3カ月 ・産業医面談料：13,750円/1名 ・看護職面談料：4,125円/1名

株式会社NextEAP 代表取締役 宮川 浩一

〒150-0044 東京都渋谷区円山町5番5号 Navi渋谷V3階 TEL：050-1302-7622

その他事業：従業員支援プログラムサービス・コンサルティング（産業保健体制構築、職場環境改善）・ストレスチェック実施、集団分析、組織／人材開発、研修・EAPコンサルタント養成
取引実績：上場企業・官公庁・外資系企業・学校法人等のべ200社以上
所属団体：一般社団法人、中小企業EAP普及推進協議会・セルフキャリアデザイン協会



End